

令和3年9月29日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

令和3年10月1日以降の 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について（依頼）

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

また、市型預かり保育等^(※)の必要な範囲でのご利用について、ご協力ありがとうございます。

さて、令和3年9月30日をもって政府による神奈川県への「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。これに伴い、令和3年8月20日付けで保護者の皆様にお知らせした「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について」で示していた「市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業の利用料の日割り対応」を令和3年9月30日で終了します。

また、幼稚園や認定こども園の特性として、3密のうち特に「密集」と「密接」を防ぐことが困難であり、新型コロナウイルスに限らず、感染症は広がりやすいため、抵抗力が弱い幼児が通う施設としては、感染をできるだけ防げるよう対策が必要であり、保護者の皆様のご協力が欠かせません。

引き続きのお願いになりますが、特にお子様に発熱等の風邪の症状がある場合等には、市型預かり保育等の利用を控えるなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

日頃からお願いしているところではありますが、幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等の利用は、必要な日及び時間でのご利用を引き続きお願いいたします。

（利用にあたってのお願い）

・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には市型預かり保育等の利用を控える

（咳、くしゃみ、鼻水等があっても、感染性のものではないと医師が判断する場合は、利用していただいて構いません。）

・仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用を控える

・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう園にはお願いしています。

また、引き続きのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

<担当連絡先>

保育・教育運営課 671-2085